

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和6年度)

施設の名称	宮城県介護研修センター
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	宮城県保健福祉部長寿社会政策課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成27年4月～令和2年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和2年4月～令和6年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和6年4月～令和11年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5か年)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県介護研修センター	
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	
設置年月	平成6年4月	
根拠条例等	介護研修センター条例(平成17年宮城県条例第114号)	
設置目的	介護に関する研修、相談等を行い、その知識及び技術の普及に資すること	
施設の内容	敷地面積	1412.00㎡
	構造	S
内容	研修室、福祉用具展示室、工作室 ※宮城県船形の郷管理棟に含まれる。	
開館(所)日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	
開館(所)時間	午前9時00分～午後5時00分	
指定管理者が行う業務の範囲	(1)施設全体の管理運営業務 (2)施設の運営業務 (3)その他当該施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
開館(所)日数	243 日	243 日	243 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	2,385 人	2,553 人	2,922 人	122.5%	114.5%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
介護講座等受講者	2,085 人	2,077 人	2,266 人	108.7%	109.1%
展示室見学者(スポット講座含む)	120 人	167 人	414 人	345.0%	247.9%
福祉用具相談支援	100 人	175 人	155 人	155.0%	88.6%
その他(会場貸出等)	80 人	134 人	87 人	108.8%	64.9%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	2,385 人	2,553 人	2,922 人	122.5%	114.5%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
県指定管理料	29,080	33,420	29,080	100.0%	87.0%
利用料金収入	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	29,080	33,420	29,080	100.0%	87.0%

(2) 支出

人件費	20,046	20,820	19,640	98.0%	94.3%
施設管理費	4,716	4,538	3,973	84.2%	87.5%
事業運営費	3,201	5,656	2,325	72.6%	41.1%
その他	1,117	1,285	1,117	100.0%	86.9%
支出計 (b)	29,080	32,299	27,055	93.0%	83.8%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	1,121	2,025	#DIV/0!	180.6%
前期繰越収支差額	7,668	6,547	7,668	100.0%	117.1%
次期繰越収支差額	7,668	7,668	9,693	126.4%	126.4%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度(令和6年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	宮城県船形の郷への移転に伴い、保全・管理すべき業務は、全て宮城県船形の郷で管理することとなり、事業等の運営業務が主たるものとなった。	会議室や機器展示室等の汚く・破損にならないよう、適正な利用に努めた。	A	会議室や機器展示室等を適正に利用したと認められる。	A
	収支実績	上記「5.管理運営収支実績」との通り。	限られた人員及び予算の中で、コスト意識を常に持ち、適切なセンター運営に努めた。	A	光熱水費を中心とした物価高騰の影響があったものの、経費削減に努めたと認められる。	A
効率性	管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規定に基づいた必要な帳簿等作成し、適切な施設運営を行った。また、年度協定における人員配置計画に基づき、必要職員数及び有資格者の確保・配置した。	年度協定における人員配置計画に基づき、必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、業務水準を維持しつつ、計画どおり実施することができた。 管理運営をするための標準人員定数配置に基づき運営を行い、施設の効用を最大限に発揮できるよう、個々の能力を活かし、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営に努めることができた。	A	施設の効用を最大限に発揮できるよう、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営を実施したと認められる。	A
	人員体制	正規 4人 非正規 1人				
有効性	運営業務(ソフト事業等)の実施	上記「4.施設利用実績」との通り 1 介護講座等研修事業 ・介護講座 (5領域に大別し、年間19回開催、全講座の定員計850人に対し、延856人受講) ・福祉用具活用研修(年間1回、99人受講) ・認知症介護実践者等養成研修事業(受託)(5種類、年間10回開催、延1,250人受講) 2 福祉用具相談支援 ・重度障害者コミュニケーション機器等導入支援業務(受託)	介護講座については、全19回実施し受講率は100%となっている。 福祉用具相談支援については、対計画比150%強の対応状況となっており、障害を持っている方の課題等に速やかに対応することができた。 その他センターの運営にあたり、アナログ処理(手書き)していた日報をデジタル処理(エクセル)することで、利用月次作成等業務の効率化を図った。	A	指定管理業務に加え、県が委託した各種研修も適切かつ効果的に実施したと認められる。 また、デジタル技術を用いた業務効率化にも適切に取り組んでいると評価できる。	A
	利用実績	上記「4.施設利用実績」との通り	介護講座の参加者数は、移転のため講座の回数を減らしたことにより、前年度と比べて若干減りましたが、講座受付時では19講座中17講座で定員を超える申込みがあった。また、講座の実施時期や感染症流行の影響によるキャンセル率も考慮し、定員を下回らないよう受付調整している。 福祉用具相談では、前年比で若干減少はあったものの、地域で障害を持って生活されている方に対して、継続的な支援が実施できた。	A	利用者に必要とされる研修となるよう、講座内容を工夫するとともに、研修の広報を的確に実施することで、多くの講座で定員を超える申込みがあり、十分な利用実績があったものと認められる。	A
その他	利用者サービスの向上	介護講座は年間予定を郵送にて関係機関へ通知した。また、FAXに加え、ホームページから入力できる申込フォームを利用し、受付を行った。なお、一部の介護講座や福祉用具研修をオンラインで実施した。	仙台市の地域包括支援センターとの共催で、福祉用具活用研修をオンラインで実施した。 仙南及び気仙沼圏域からの研修受講が低調であるため、オンライン(ハイブリット)研修を企画し、集合研修とは別枠で案内した結果、約30名程の方が受講することができた。 当センターの地理的要因が大きいところではあるが、引き続きこれらの圏域に対してオンラインも含めた案内を行っていく。	A	介護講座の申込みについて、ホームページから申込み可能な体制を整え、利用者に対するサービス向上が図られたと認められる。また、一部の介護講座や福祉用具研修をオンラインで実施することで、介護研修センターから遠い圏域の方でも受講しやすい環境を整備した。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	宮城県社会福祉協議会「なんでも相談(相談・苦情解決)規程」に基づき、施設長を責任者としその他相談受付担当者を選任し、苦情等に対する体制は整備している。 令和6年度実績はありません。	万一苦情が寄せられた場合は、内容を精査し可能な限り解決に努めていく。	A	利用者の苦情や要望等を適切に把握し、反映する体制が整備されていると認められる。	A
その他	県民の平等利用	多くの方が情報を得やすいように、基本はホームページによる情報提供を継続した。介護講座の認知度を向上させるため年度当初に関係機関へ案内を郵送した。 認知症介護実践者等養成研修事業では、一括申込み(参加希望期間を複数選択できるような要領へ変更)を継続した。	ホームページや郵送等を通じ広く情報提供できた。また、申込方法をFAXのほか、ホームページから入力できる申込フォームを設置することで、多様なニーズに対応し、県民の平等利用を促進できた。 受講定員の超過による受講者の偏りについては、概ね定員を超える申込であったが、事業所ごとの大きな偏りはなく、参加者の調整は不要であった。	A	研修の受付方法の工夫がなされており、県民に対する平等な利用に配慮していると認められる。	A
	安全対策	受講者の安全を確保するため、防災訓練のほか、職員による日中の巡視等を実施した。また、研修・講座開催時には、オリエンテーションの際に必ず受講者へ非常時の説明を行った。 感染症拡大防止の取組として、受講者へ基本的な感染対策の徹底を求めた。	法人共通の危機管理計画に基づきリスク管理のほか、受講者を第一とした安全配慮について、船形の郷との合同で実施する防災訓練を通じて、職員が情報共有して対応することができた。 感染症拡大防止の取組については、受講者からも協力を得ることができ、対策を徹底することができた。	A	無事故、無過失であり、防災訓練を実施するなど、適切な対策がなされていると認められる。	A

主な視点	項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
その他	個人情報の保護	研修申込により知り得た個人情報については、研修目的以外には利用しないことを申込書類へ記載している。	宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程に基づき、個人情報の適切な取扱いに努め、管理した。	A	宮城県社会福祉協議会の個人情報・特定個人情報保護規程により、個人情報は適正に取り扱われていると認められる。	A
	自主事業の実施	全国福祉用具等専門相談員協会宮城県ブロックとの共催で、介護者の身体的負担軽減や腰痛予防及び必要介護者の尊厳確保等、福祉用具の導入を推進するために必要な知識及び技術を習得する「リフトリーダー養成研修」を実施した。29名の参加があった。	リフトの使用に関し、指導的役割を担う人材を育成することができた。地域関係団体と協力・連携しながら実施することができた。	A	地域関係団体と協力・連携しながら、県委託事業と関連のある研修を実施することで、利用者にとって有意義な事業実施につながったと認められる。	A
	その他の取組	学校及び福祉関係団体等からの、介護研修センターを会場とした講座（スポット講座）を開催した。冷暖房の適正管理等を意識し、会議室等の効率使用等を実践した。	医療・福祉関係専門学校及び大学の学生又は、地域の民生委員を受入れ、福祉機器に関する講座を8回開催した。会議室等の冷暖房の適正な温度管理のほか、休憩時に参加者へ温度調整等の確認も行い、環境へ配慮することができた。	A	医療・福祉関係専門学校、大学の学生や地域の民生委員の受け入れを行い、介護に対する理解向上にも寄与したと考えられる。また、利用者にも配慮しながら、不要部分の消灯や冷暖房などの適正管理を行い、環境配慮を推進したと認められる。	A
総合評価			業務水準を低下させることなく、また遅滞なく業務を遂行した。	A	介護研修センターは令和6年4月1日付で、大崎市鹿島台から大和町へ移転したが、業務水準を低下させることなく、円滑な移転を完了させた。企画、周知、申込み、研修実施の各段階において、常に改善を意識してセンターの運営を行っており、適正な管理運営を行っているとして評価できる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	各種研修への参加状況及び福祉用具相談事業において、仙南圏域や気仙沼圏域からの受講、相談依頼が低調な状況となっており、広く県民を対象とした事業にも関わらず、圏域ごとに偏りが出ている。この要因として、当センターが立地している地域の地理的要因が大きいことが考えられる。改めてこれらの圏域に対して、県担当課と協力し、一斉メールの送信やオンライン研修の開催、交通の利便性などを考慮し、一部研修を仙台市内で開催するなどの検討を重ねていく必要がある。併せて当センターの広報活動を行いながら、利用者の確保に努めて行く必要がある。	各種研修等の事業の実施に当たっては、企画、周知、申込み、研修実施などの各段階において、利用者の満足度が高まるよう、今後も適正かつ効率的な運営を求める。 また、利用者の圏域ごとの偏りが課題となっていることから、周知方法の検討、研修の一部他地域での実施、オンラインの活用など、新たな試みにも積極的に取り組みながら、引き続き、公共性、広域性、中立性の方針により、他の機関では対応が行き届かない領域において、一過性ではない専門的支援の展開と、近年、深刻な課題となっている介護人材不足解消に資する取組について強く期待する。